平成28年度　芳賀町社会福祉協議会事業計画

**１．法人運営**

１）運営方針

少子高齢化の急速な進行や生活様式の変化による家族や地域のつながりの希薄化などに伴い、地域を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。

今、一人ひとりの住民が、住み慣れた身近な地域で必要な支援を受け、また支え手となりながら、社会とのつながりを持ち、暮らし続けることのできる地域社会づくりが必要であり、福祉ニーズを抱える方の早期発見や課題解決につながることができる地域づくりを目指していきます。

　これらの基盤づくりを形成していくために、行政や関係機関などと連携して、地域に密着した地域福祉活動の展開を図っていきます。

平成27年度に刊行しました地域福祉活動計画については、今後の年次計画を掲げているところですが、今年度についてはボランティアセンターの開設を優先的に取り組み、ボランティア活動を通して高齢者・障がい者などへの支援につなげていけるよう、また、多くの方がボランティア活動をしやすくできるような組織体制づくりを充実させ地域への生活支援の観点からも重要な部門として事業の推進を図っていきます。

２）会議開催予定

・理事会　５月・・・決算期

１２月・・・中間期

３月・・・予算期

他、新規・追加事業、又は補正を要す場合においては随時開催

・評議員会　５月・・・決算期

１２月・・・中間期

３月・・・予算期

他、評議員会に付すべき事項が生じたときなど理事会に併せて開催

・監事会・監査執行について

５月・・・決算期

**２．会費等依頼内容と時期**

１）社会福祉協議会会費

普通会費、個人会費、賛助会費・・・依頼時期　平成２８年５月

行政区を組織体とする普通会員の会費は、行政連絡員に協力依頼し通知配布・回覧・納入していただくほか、本会の趣旨に賛同する個人会員・賛助会員を募りながら、会員の拡大、募集に努めます。

企業・法人・事業所・商店等に向けても賛助会員としての加入促進を図っていきます。

２）日本赤十字社費

日本赤十字社は国際救援活動・災害救援はもとより、救護要員・看護師等の人材養成、救急法等の各種講習会、更には献血推進運動、ボランティア研修会、赤十字病院における奉仕活動等幅広い活動援助を行っています。

社費の納入は、行政連絡員を通じて協力依頼するほか、他にも趣旨を理解していただく方々にも同様に依頼しています。集められた「社費」については、前記のような各種の救援・活動援助等に活用されます。

　　　　　　　　　　　依頼時期・・・平成２８年５月

３）赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金

各種事業への助成、各施設・団体等への助成などに配分される赤い羽根共同募金と　　　　　　　　　歳末見舞金品・おせち料理などの配分に活用される歳末たすけあい募金を実施しています。

昨年に継続し、地域福祉事業を推進していくうえで団体や施設などに向け、新しい事業の創出やより良い事業を選択するための公募申請により、募金活用・使途の枠を広げていきます。

依頼時期・・・全国的には赤い羽根共同募金については１０月～１２月、歳末たすけあい募金は１２月になりますが、２つの事業を一括して共同募金事業として捉え、芳賀町では　　１０月を主たる募金運動期間としています。

また、イベントの際や街頭での募金にも輪を広げていますが、さらに事業所・企業等の参加・協力を呼びかけ、個人・法人を問わず募金活動の積極的な取り組みにより、福祉の推進・向上に寄与していきます。

**３．ボランティア活動**

現在、芳賀町では多くの団体がボランティア活動を行っています。地域福祉活動計画作成に当たり実施したアンケートにおいても、ボランティア活動に「ぜひ参加したい」または「機会があれば参加したい」と回答した人が全体の約半数を占め、ボランティア活動に興味を持っている人が多いことがわかりました。

一方で、ボランティアに関する情報の不足とボランティアの高齢化や担い手不足という課題があります。

今回、ボランティアセンターを開設し、情報発信の強化を図るとともに、ボランティアを養成するための講座等を開催し、ボランティア活動をしやすくします。更にボランティアコーディネーターを配置してボランティアを必要としている人に適切なボランティアをつなぎます。

※ボランティアセンターの役割及び活動

・団体・個人のボランティアの登録（新規・継続）

・ボランティア活動をしたい人、必要とする人の紹介(コーディネーターの配置)

・各種ボランティア講座の開催

・ボランティアに関する情報提供

・ボランティア活動保険の加入窓口

・活動に対する相談援助

現行ボランティア活動内容は次のとおりです。

１）配食ボランティア

調理が困難なひとり暮らしの高齢者などを対象に、週２回昼食を配達しながら、見守り活動を行っています。

２）調理ボランティア

今年度からは毎週月曜日・水曜日に高齢者向けお弁当の調理をします。

３）運転ボランティア

生きがいサロン会場への送迎運転業務（サロンスタッフが同乗し、地域単位に利用者の皆さんを送迎する運転業務）

福祉有償運送業務（ホームヘルパーが同乗し、介護保険等利用者を目的病院まで送迎するための運転をする業務）

４）芳賀町赤十字奉仕団

芳賀赤十字病院にてガーゼたたみや包交セットづくりなどの軽作業を行います。また、災害時に備えての非常食の炊き出し、訓練や介助の研修等を行っています。

５）小物作りボランティア（あじさいの会）

バックやエプロンなどの布製品を作成し、町民祭に出展販売をしています。益金の多くを社会福祉協議会へ長年にわたり寄附しています。冬期期間を除いて通年活動し、隔週火曜日毎に趣味のグループとして多彩な作品作りに励んでいます。（於：農トレ和室）

６）お話し相手ボランティア

外出する機会が無く、話す機会も少ないひとり暮らし高齢者などを対象に、二人一組で訪問し、概ね１時間程度、見守りも兼ねてお話し相手活動をしています。また、町内の介護施設を訪問し月1回傾聴活動を行っています。

これらのボランティア団体に新しいボランティア団体や個人ボランティアの登録をすすめ、地域に密着したボランティア活動の活性化を図っていきます。

災害ボランティアについては、芳賀町の災害対策本部と連携を密にして、的確・迅速な活動を行います。

社協における緊急時の体制整備については、町の防災計画の中でも特にボランティアによる活動支援について担当範囲になりますが、より具体的な活動については今後検討していきます。

なお、町外に及ぶ災害時等の支援活動については、県及び県社協や芳賀町の情報を得たうえで、その都度協議対応します。

**４．生きがいサロン事業への送迎支援**

　町が行う生きがいサロンは、家に閉じこもりがちな高齢者又は要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、サロンへの通所活動によって意識・意欲を高揚させ、交流、親睦、健康維持と介護予防対策として取り組まれており、これらの事業の中で主に送迎部門で協力・援助をします。

送迎支援をする会場としては、

水橋サロン　（火曜日、９：００～１２：００　於：水橋公民館）

南高サロン　（水曜日、９：００～１２：００　於：生涯学習センター）

祖母井サロン（金曜日、９：００～１２：００　於：保健センター）

　車の手配・運転ボランティアの手配業務を受託し、サロンスタッフの協力も得ながら、利用者の移動手段を確保します。

**５．学童保育事業**

　この事業は、保護者が就業や疾病、その他やむを得ない事情により、授業の終了後または長期休業日に家庭保育が困難となる児童を、当該事業の中で各クラブ共、小学１年～小学６年生を保育対象として実施しています。

受委託契約先の町こども育成課と緊密な連携をとりながら、指導員の人事管理を含み利用している学童を取り巻く中で、家族・学校・学童指導員が一体となり連携を図りながらクラブの適切な運営管理にあたります。

・学童保育実施時間

　　月～金曜日までの平日は、下校時～午後７：００

　　春、夏、冬休み、土曜日、休校日は、午前７：３０～午後７：００

・学童保育実施場所

なかよしクラブ　　於：町農業者トレーニングセンター

おひさまクラブ　　於：生涯学習センター

あおぞらクラブ　　於：芳賀南小学校

土曜保育は３クラブ全ての児童を対象に行いますが、実施場所についてはなかよしクラブで実施します。

一時的保育を利用する学童も増加傾向にあることからより一層保育体制の強化を図っていきます。きめ細やかな保育をするうえで、指導員の資質向上を目指し、適宜研修を行い、春・夏・冬休み期間においては短期雇用指導員を加えての保育になるため、指導員間の連携強化や常勤指導員のリードのもとに、学童保育事業全体の適切な運営を図っていきます。

　今年度は主任支援員（リーダー）と発達障がい児支援担当指導員をそれぞれ各1名を配置し、全クラブにおいて発達障がい児担当保育にあたり、周りの児童と同じ活動・遊びの中で共に時間を過ごすための環境づくりと見守りを強化し、児童に寄り添った学童保育運営を図っていきます。

**６．心配ごと相談所の開設**

　本相談所は地域のニーズ、困りごと、悩みごとについての身近な相談所として、特に高齢者などへの相談支援対策として、欠かせない位置付けになっています。また、調整・改善・解決を図るため専門機関などへのつなぎ役として重要な役目を果たしています。

昨年度からは、予約制で年4回心配ごと相談所事業の中で、法律相談を実施しております。法律問題について弁護士が相談に応じ、問題解決に向けてのアドバイスをします。

好評のため平成28年度も引き続き年4回の法律相談日を開設いたします。

　通常相談日：毎週火曜日　午後１：３０～午後４：００

第３火曜日は２名の心配ごと相談員と他に行政相談員・人権擁護員各々１名ずつの計４名で常駐対応。

第１（法律相談日以外）、第２、４、５火曜日については、心配ごと相談員３名で予約制での対応。

**年４回 第１火曜日の心配ごと相談日を法律相談日とし弁護士１名**と心配ごと相談員２名で**予約制**の対応となります。

**７．見守り活動支援事業**

高齢者世帯への見守りや、障がいのある人の自立生活に向け、誰もが住み慣れた地域で健康で、安全安心に生活が送れるよう、助け合い・支えあう活動の体制が求められます。

高齢者見守り支援事業として、町の取組みとしてみまネット事業・大字みまわり隊・民生委員の活動などが挙げられます。社協においても、配食サービスなどによる安否確認事業として定着しているところです。しかしながら、このような資源が活用されていない現状も一部見受けられるところです。

これらの活動が発展するには、行政や福祉関係機関などと連携して、地域住民を主役として地域に密着した福祉活動を行う必要があります。

今後においても町と協力しながら大字みまわり隊の立ち上げなどについて、要請によって支援していきます。

**８．福祉教育の支援**

福祉教育と聞くと学校教育ととらえがちですが、むしろ地域福祉の推進の性格上からも社会福祉関係者と教育関係者とが、社会を取り巻くうえでの課題提供などから、相互理解のうえ、連携・協働により一体となって福祉の育みを習慣づけ進めていくことが重要です。

小中学校における「福祉教育」、専門学校等の「実習指導」など、次世代を担う者へ総合教育の中での関わり、又実習体験などをとおし実践的に指導する立場で取り組んでいきます。

本年度優先的取り組み事業は次のとおりです。

・小・中学校での福祉・人権教育への協力・支援

・学校単位での福祉活動取り組みへの相談・助成支援

・講師の派遣・・・当事者団体、福祉機器などの実地体験事業の実施

・芳賀町社会福祉協議会役員及び関係者、職員を対象とした福祉教育についての研修会開催

**９．各種団体への支援**

従前より以下の５団体に対し活動支援をしていますが、今年度についても各団体の要望を聞きながら、より積極的に支援をしていきます。

１）芳賀町老人クラブ連合会への活動支援

・健康づくり

　　スポーツ大会、輪投げ大会、ペタンク大会、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会

・生きがいづくり

　　芸能大会、作品展、ふれあい交流会

・クラブづくり

功労者表彰、会長役員等研修、加入促進活動

・会議の開催

・県老連への会議及び行事への参加

２）身体障害者福祉会への活動支援

・総会開催　　４月中旬開催

・理事会　　　９月中間報告、１２月経過報告、３月決算理事会

・スポーツ大会の実施

　　　町単位・・・新スポーツ教室の開催（６月下旬予定）、ふれあい運動会への協力

　　　　　　　　　ボウリング大会

　　　県単位・・・県障害者スポーツ大会（９月末）、コントロールアタック大会（3月）

・研修会関係

　　　県民ふくしのつどい

　　　栃木県身体障がい者福祉のつどい

・錬成会（宿泊訓練）、日帰り研修の充実

・事業開催時の介助支援

・会員加入の積極的な呼びかけ、訪問

３）知的障害者育成会（芳賀町手をつなぐ親の会）への活動支援

組織の会員拡大が急務のところです。支援部分としては、会員相互の親ぼく、交流を図るうえで、当事者を囲む組織体として“手をつなぐ親の会”の存在があります。各種の事業をとおし家族的構成を維持しながら今後の本会発展・継続性に結び付けていきます。

行事関係

・宿泊研修会を１０月～１１月頃予定

・日帰り研修会を３月上旬開催予定

・役員会・総会時の支援

・スポーツ大会参加としては、町単独では会員の減少からも実施困難なため、県障がい者スポーツ大会などの参加により、健康維持・体力向上を目指しています。

更にはふれあい運動会にも出場し、ボランティアの支援を得ながら体力維持につなげています。

４）母子寡婦福祉会への活動支援

・会員研修会

・会員加入促進事業

・県ひとり親家庭福祉連合会への会議及び行事への参加

５）遺族会への活動支援

年間行事の中でも特に慰霊祭を毎年町が執行し、社会福祉協議会がそれらを協力する形で開催します。又、護国神社には毎年、靖国神社には隔年で参拝を実施しています。

スケジュール

・総　　会　４月

・県慰霊祭　４月　　　宇都宮市護国神社

・町慰霊祭１０月　　　町農業者トレーニングセンター（体育ホール）

・郡合同研修会　２月

・女性部・壮年部研修会　３月

・役員会は随時開催

**１０．権利擁護事業**

あすてらす支援（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障害など何らかの障害により、判断能力が十分でない方を対象に、地域で安心して自立した生活が送れるよう、さまざまな相談に応じながら、福祉サービスの利用援助を行います。

具体的な支援内容は

・福祉サービスの利用援助

・金銭管理サービス

・書類等預かりサービス

・日常生活の見守り

認知症高齢者の増加などにより判断力が不十分な要援護者が増え、事業量の増大が見込まれ、専門的な見地からの的確な支援が求められています。

弱者支援の観点からも相互関係を保ちながら、日常の生活がその人らしく暮らすことができるための支援をします。

**１１．在宅福祉事業**

在宅福祉事業は、以下のように事業は広範囲であり、さらに需要は増加が予想されるため社協体制をより強化し事業の運営に努めてまいります。

１）居宅介護支援事業

日常生活に支障のある要介護者・要支援者の状況、状態など身の回りの全ての生活・環境を考慮し、適切なサービスを利用できるよう、居宅サービス計画の作成・事業者などとの連絡調整を行います。介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者の家を訪問し、相談に応じます。

２）介護予防支援事業（委託事業）

介護が必要となることを未然に予防するためにも、利用者の状況に応じて可能な限り在宅において自立した生活を営めるよう支援します。

３）訪問介護事業

介護保険（訪問介護・介護予防訪問介護）

要介護者・要支援者に対し、介護支援専門員の立てた居宅サービス計画に基づいて、ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・入浴・排泄などの身体介護や通院介助、料理・掃除・買い物などの生活援助を行います。

４）障がい福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）

身体障がい者（児）・精神障がい者（児）に対し、利用者の自宅において食事・入浴・排泄などの身体介護や通院介助、料理・掃除・買い物などの生活援助を行います。

５）指定特定相談支援事業

身体障がい者、精神障がい者の自立した生活を支えるために、相談支援専門員が専門的な観点からケアマネジメントを行い、サービス利用計画書等の作成、連絡調整を行います。介護保険で言うならばケアマネジャーとしての役目と同様に利用者・事業者とのつなぎ役を担うことになります。

６）[ ふれあいサービス はが ]の実施

芳賀町社会福祉協議会では、高齢者や障がいを持つ方が居宅で安心して日常生活が送れるよう、公的介護サービス（介護保険・障害福祉サービス）の枠外でのサービス提供を平成28年度から開始します。公的介護サービスの枠外ですので全額自己負担となります。

対象者は概ね６５歳以上の高齢者及び障害者手帳所持者の方になります。サービスの提供地域は芳賀町全域を対象とします。

**１２．福祉機器リサイクル事業**

不要となった車椅子・電動ベッド・エアーマット等、更には寄付していただいた福祉機器などを消毒・点検のうえ、介護保険等に該当しない方、傷病などによる一時的な利用、旅行など外出の際に、在庫（ベッドについては業者保管）がある限り無償で貸し出します。

貸し出し期間は、利用者からの不要申出があるまで使用可能になります。

**１３．福祉有償運送サービス**

・介護保険事業、障がい福祉サービス利用者の通院等の外出時に、有償で送迎します。

　　　利用者宅発から着まで　　５㎞まで３００円、５㎞以上１㎞毎２０円加算

　　　運転手…福祉有償運送の講習を受けた資格者（運転ボランティア・介護職員等）

・福祉車両のみの貸し出し

福祉車両でなければ移動できない人が、通院・入退院・施設間の移動、その他暮らしの中で、外出で利用する場合に車両のみ貸し出します。

　　　利用料は無料ですが、運転は利用者の家族等での対応となります。

**１４．広報・啓発活動等**

・「ふくしだより」の発行回数を年２回から３回に、ボランティア情報誌「ボランティアはが」を「ボランティアセンターはが」として、発行回数を年１回から２回にし、事業の周知やＰＲに努めます。

・出前講座・・・地域に出向き、日頃社協会費・共同募金・日赤社費などご協力をいただいていることへのご報告・御礼とそれらの使い道、更には社協の位置づけ、組織、取組みなど各種の事業についての案内・紹介をさせていただきます。

・「ホームページ」の更新を適宜に行いながら、サービスの向上につなげていきます。

同時に、一方で情報セキュリティ対策が重要となるため、芳賀町の例を参考に情報セキュリティ危機管理対策にあたります。

**１５．その他の事業**

１）地域包括支援センター職員派遣と事業の協働

地域包括支援センター（町高齢者支援課内）の従事者として、介護予防ケアプラン作成業務・居宅介護支援事業所の介護支援専門員の支援役としての主任介護支援専門員１名、介護支援専門員１名、総合相談支援業務・権利擁護事業を担当する社会福祉士１名の、併せて３名を派遣します。

地域包括支援センターでは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で普通の暮らしが送れるよう、様々な予防対策を講じ各種の支援をしています。町で実施している見守りネットワーク事業と連携を図るとともに、地域の共助意識を高めるため、社協の特性を生かしつつ地域の中での情報交換・連携を図りながら介護などの予防支援、その他の相談支援などを実施していきます。

２）研修会への参加

　　職員研修を初めとして、役員研修、心配ごと相談研修、ボランティア研修、介護保険事業研修、各種団体研修会など年間をとおし、幅広く受講する機会があります。町・県・県社協主催などによる開催、更には県外研修会など様々な分野の研修会があり、それぞれの立場・分野で専門性と知識を高めるため積極的に参加し日常の事務・事業などに活かしていきます。